

小牧市議会議案第56号

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書の提出について

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書を地方自治法第99条の規定により次のとおり提出する。

令和7年3月21日提出

小牧市議会議員	鈴木	裕士
同	上	加藤晶子
同	上	佐藤悟
同	上	山田美代子
同	上	谷田貝将典
同	上	河内伸一
同	上	舟橋秀和

刑事訴訟法における再審に関する規定の改正を求める意見書

刑事事件において無実の者に有罪判決が下されるえん罪は、憲法が保障する基本的人権を脅かす、深刻な人権侵害の一つであり、えん罪被害者の人権救済は、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとって重要な課題である。

現在の刑事訴訟法において、えん罪被害者を救済することを目的とした再審制度が規定されているが、現行の刑事訴訟法では、再審請求手続の審理のあり方に関する細かな規定がなく、裁判所の広範な裁量に委ねられている。そのため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判官の裁量に委ねられており、審理の適正さが制度的に担保されず、再審事件が審理に着手されることなく長期間にわたり放置される可能性すら否めない。法改正によって、裁判所に対し、再審請求書を受理した後は、速やかに検察官に通知するとともに、一定の期間内に実質的な審理を開始することを義務づける必要がある。

また、再審における証拠開示の問題も重要である。当初の裁判では提出されなかった、捜査機関の手元にある証拠により新たな事実が明らかになって、再審開始の決定や再審無罪に繋がった例は少なくない。捜査機関の手元にある証拠を利用できるように、これを開示させる仕組みが必要であるが、現行法にはそのことを定めた明文の規定が存在しない。再審請求手続における証拠開示についても、真実を明らかにするために必要な規定を制定することが不可欠である。

さらに、再審開始決定がなされても、審理開始に至るまでや審理そのものが長期化し、えん罪被害者は、不当な拘束や社会的損害を受け続け、速やかな救済が妨げられているという問題も看過できない。再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまる判断であり、速やかに再審公判に移行し、迅速な審理に取り組むべきである。

以上のことから、えん罪被害者の速やかな救済のため、再審制度の見直しは喫緊の課題である。よって、小牧市議会は、国会及び政府に対し、えん罪被害者を一刻も早く救済するために、刑事訴訟法における再審の規定を速やかに改正するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

小牧市議会

議長 小 島 倫 明

関係行政機関宛

(衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣)